

## 加古川市石綿関連疾患健康・心理相談部会設置要綱

### (趣旨)

第1条 加古川市石綿飛散事案対策委員会（以下「委員会」という。）は、石綿飛散事案により石綿関連疾患に罹患する可能性のある者（以下「石綿ばく露関係者」という。）に対する健康・心理相談等に対応するため、加古川市石綿飛散事案対策委員会規則第9条第1項に基づき加古川市石綿関連疾患健康・心理相談部会（以下「健康・心理相談部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 健康・心理相談部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者をもって組織する。

- (1) 医師。ただし、必ず複数とする。
- (2) 臨床心理士等
- (3) その他、委員長が必要と認める者

### (会議)

第3条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、健康・心理相談部会の会議を招集することができる。

2 部会員は、委員長又は部会長に健康・心理相談部会の会議の招集を求めることができる。

### (判定事項)

第4条 健康・心理相談部会は、次の各号に掲げる事項について判定し、部会長は委員会に報告する。

- (1) 石綿ばく露関係者に係る、石綿関連疾患の有無及びその種別
- (2) 石綿関連疾患の発症が認められた石綿ばく露関係者に対する今後の方針等
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

### (健康・心理相談)

第5条 部会長は、市長が石綿ばく露関係者からの求めに応じて健康相談又は心理相談等を実施する場合には、当該相談等の場に部会員を派遣し、これに対応する。

### (庶務)

第6条 健康・心理相談部会の庶務は、建設部営繕課において総括し、及び処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康・心理相談部会において審議し、決定する。

附則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。